

問13 それぞれの家庭において、男女が共に「仕事と家庭の両立」をするためには、どのような条件の整備が必要だと思いますか。該当する番号3つに○を付けてください。

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 年間労働時間を短縮することや、休暇の取りやすい職場環境づくり |
| 2. 柔軟な勤務形態の導入（フレックスタイム制、在宅勤務） |
| 3. 代替要員の確保など、育児や介護休業制度を利用できる職場環境づくり |
| 4. 出産や介護等で退職した場合の再雇用制度の導入 |
| 5. パートタイマーなどの労働条件の改善 |
| 6. 所得税の配偶者特別控除など税制の見直し |
| 7. 男女間の賃金格差をなくす |
| 8. 育児・介護休業中の賃金、その他の経済的給付の充実 |
| 9. 保育や介護の施設・サービスの拡充 |
| 10. 企業経営者の意識改革 |
| 11. 働き続けることに対する家族や周囲の理解と協力 |
| 12. その他（ ） |

**IV ドメスティック・バイオレンス (DV: 配偶者・パートナーからの暴力)
など、人権への配慮についておたずねします。**

次の問14は、配偶者がいる方のみお答えください。

(ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の配偶者、元配偶者も含みます。
以下、問17までは同様とします。)

問14 あなたはこれまでに、配偶者から次のようなことをされたことがありますか。
AからCまで、それぞれ該当する番号（1～3）1つに○を付けてください。

	1、2度 あった	何度も あった	まったく ない
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
C いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

1つでも該当があれば、
問14-2へ
↓
問15へ

次の問14-2は、問14で、1又は2に○をつけた方のみお答えください。

問14-2 では、この1年とこの2～5年について、どうでしたか。
AからCまで、それぞれ該当する番号（1～3）すべてに○を付けてください。

	この1 年にあ った	この2 ～5年 にあっ た	5年以 内にはな かった
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
C いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

1つでも該当があれば、
問14-3へ
↓
問15へ

次の問14-3は、問14-2で、1又は2に○をつけた方のみお答えください。

問14-3 あなたはこの5年の間に、配偶者から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 相談した	相談先を <u>すべて</u> 書いてください。 ()
2. 相談しなかった	<p>相談しなかった理由はなんですか。 該当する記号<u>すべて</u>に○を付けてください。</p> <p>a. どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから b. 恥ずかしくて誰にも言えなかつたから c. 相談してもむだだと思ったから d. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから e. 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから f. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから g. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから h. 世間体が悪いから i. 他人を巻き込みたくないから j. 他人に知られると、これまでどおりのつき合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから k. そのことについて思い出したくなかったから l. 自分にも悪いところがあると思ったから m. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから n. 相談するほどのことではないと思ったから o. その他 ()</p>
3. その他 ()	

この問15は、結婚の経験の有無に関わらず、すべての方がお答えください。

(「結婚」には、婚姻届を出していない事実婚を含みます。以下、問15-3までは同様とします。)

問15 あなたには交際相手がいますか、又はいましたか。該当する番号1つに○を付けてください。aに該当する方は、aに○を付けてください。

結婚している方、結婚したことのある方については、後に配偶者となった相手以外についてお答えください。

1. 交際相手がいた(いる)	} 問15-2へ
a. うち、10歳代又は20歳代に交際相手がいた	
2. 交際相手はいなかつた(いない)	→ 問16へ

次の問15-2は、問15で、「1. 交際相手がいた（いる）」に○をつけた方のみお答えください。

問15-2 あなたは、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。

AからCまで、それぞれ該当する番号（1～4）すべてに○を付けてください。

	10歳代に あった	20歳代に あった	30歳代 以上に あった	なかっ た
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3	4
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3	4
C いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3	4

1つでも該当があれば
問15-3へ

↓
問16へ

次の問15-3は、問15-2で、1から3に○をつけた方のみお答えください。

問15-3 あなたは、交際相手から受けたそのような行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 相談した	相談先をすべて書いてください。 ()
2. 相談しなかった	<p>相談しなかった理由はなんですか。 該当する記号すべてに○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. どこ（誰）に相談してよいのかわからなかったから b. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから c. 相談してもむだだと思ったから d. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから e. 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから f. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから g. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから h. 世間体が悪いから i. 他人を巻き込みたくないから j. 他人に知られると、これまでどおりのつき合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから k. そのことについて思い出したくなかったから l. 自分にも悪いところがあると思ったから m. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから n. 相談するほどのことではないと思ったから o. その他 ()
3. その他 ()	

次の問16は、配偶者がいる方のみお答えください。

問16 あなたはこれまでに、配偶者へ次のようなことをしたことがありますか。
AからCまで、それぞれ該当する番号（1～3）1つに○を付けてください。

	1、2度 あった	何度も あった	まったく ない
A なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行をした	1	2	3
B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視した、あるいは、配偶者が恐怖を感じるような脅迫をした	1	2	3
C いやがっているのに性的な行為を強要した	1	2	3

1つでも該当があれば、
問17へ
↓
問18へ

次の問17は、問16で、1又は2に○をつけた方のみお答えください。

問17 その理由は何ですか。もっともあてはまる番号1つに○を付けてください。

1. つい、カッとなってやってしまった
2. 自分の言うことを聞かないので、相手の間違いを正そうとした
3. 仕事や日常生活のストレスがたまっていた
4. 相手がそうされてもしかたのないようなことをした
5. 相手が自分に対して危害を加えてきたので、身を守ろうと思った
6. 親しい関係ではこうしたことは当然のことである
7. その他（ ）
8. 特に理由はない

次の問18は、すべての方がお答えください。

問18 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ：性的嫌がらせ）に関して、あなたは経験したり、見聞きしたことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1. セクハラを受けたことがある | 問18-2へ
問19へ |
| 2. 身近にセクハラを受けた当事者がいる | |
| 3. セクハラをしたことがある | |
| 4. 経験はないが、知識としては知っている | |
| 5. 経験はないが、言葉としては聞いたことがある | |
| 6. 言葉自体を聞いたことがない | |

次の問18-2と問18-3は、問18で、1又は2に○を付けた方のみお答えください。

問18-2 セクハラを受けたのはいつ頃ですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- | | | |
|-------------|----------------|--------------|
| 1. この1年にあった | 2. この2~5年にはあった | 3. 5年以上前にあった |
|-------------|----------------|--------------|

次の問18-3は、問18-2に答えた方のみお答えください。

問18-3 その時、あなたは誰かに相談しましたか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 相談した	相談先を <u>すべて</u> 書いてください。 ()
2. 相談しなかった	相談しなかった理由はなんですか。 該当する記号 <u>すべて</u> に○を付けてください。 a. どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから b. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから c. 相談してもむだだと思ったから d. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから e. 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから f. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから g. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから h. 世間体が悪いから i. 他人を巻き込みたくないから j. 他人に知られると、これまでどおりのつき合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから k. そのことについて思い出したくなかったから l. 自分にも悪いところがあると思ったから m. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから n. 相談するほどのことではないと思ったから o. その他 ()
3. その他 ()	

次の問19からは、すべての方がお答えください。

問19 ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者・パートナーからの暴力）、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ：性的嫌がらせ）等の行為が社会問題となっていますが、これらの行為をなくすためには、どうしたらよいと思いますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- | |
|--|
| 1. 男性に対して、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントについての意識啓発を行う |
| 2. 女性に対して、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントについての意識啓発を行う |
| 3. 法律・制度の制定や見直しを行う（罰則の強化など） |
| 4. 犯罪の取り締まりを強化する |
| 5. 過激な内容のビデオ、ゲーム等の販売や貸出しを禁止又は制限する |
| 6. 被害者を支援し、暴力に反対する住民運動を盛り上げる |
| 7. 被害者のための相談窓口、保護施設を整備する |
| 8. 加害者に対するカウンセリングや更生を促すプログラムを実施する |
| 9. 放送、出版、新聞などのマス・メディアが倫理規定を強化する |
| 10. 家庭や学校において、男女平等や性についての教育を充実させる |
| 11. その他（ ） |

問20 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱い・嫌がらせ（マタハラ、パタハラ）に関して、あなたは経験したり、見聞きしたことがありますか。該当する番号1つに○を付けてください。

- | |
|----------------------------|
| 1. マタハラ又はパタハラを受けたことがある |
| 2. 身近にマタハラ又はパタハラを受けた当事者がいる |
| 3. マタハラ又はパタハラをしたことがある |
| 4. 経験はないが、知識としては知っている |
| 5. 経験はないが、言葉としては聞いたことがある |
| 6. 言葉 자체を聞いたことがない |

V 社会参画についておたずねします。

問2 1 次の地域社会活動のうち、あなたが参加している活動は何ですか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 町内会や自治会の活動
2. PTA の活動
3. 子供会の活動
4. スポーツ指導の活動
5. 自然観察・自然保護の活動
6. 文化財・伝統文化の保護・伝承の活動
7. 高齢者や障がい者等の支援の活動
8. その他 ()
9. 参加していない

問2 2 女性の社会進出は進みつつありますが、町内会や自治会の長、審議会委員や議員等には、まだ、女性が就くことが少ないので現状です。このように、企画や方針決定過程への女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。該当する番号3つに○を付けてください。

1. 男性優位の組織運営
2. 家族の支援・協力が得られない
3. 女性の能力開発の機会が不十分
4. 女性活動を支援する人的ネットワーク不足
5. 家庭・職場・地域における性別役割分担や性差別の意識
6. 女性の側の積極性が十分でない
7. 女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない
8. 制度や税制などの社会のしくみが女性に不利にできている
9. その他 ()

問2 3 女性の社会進出があまり進んでいない分野へ女性の進出を進めていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。該当する番号3つに○を付けてください。

- | |
|--|
| 1. 政党が、選挙の候補者に一定の割合で女性を含めるようにする |
| 2. 企業が自主的に、女性社員の採用や管理職への登用、教育訓練などに目標を設けて取組を進める |
| 3. 国や地方公共団体が、女性を積極的に活用する企業などに助成を行ったり、税を軽減したりする |
| 4. 理工系学部など女性の進学が少ない大学の学部への進学を促すための取組を進める |
| 5. あらゆる専門分野において女性の研究者が増える取組を進める |
| 6. その他 () |

VI 県の男女共同参画社会づくりの推進施策についておたずねします。

問24 「男女共同参画社会」を形成していくために、今後、県や市町村はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- | |
|---|
| 1. 男女共同参画に関する幅広い情報の提供を行う |
| 2. 男性に対して、慣習の見直しなどの意識啓発を行う |
| 3. 女性に対して、慣習の見直しなどの意識啓発を行う |
| 4. 講演会、シンポジウム、フォーラム等の開催により意識啓発を行う |
| 5. 調査・研究機能を強化する |
| 6. 男女共同参画推進のための拠点や相談窓口の機能を充実させる |
| 7. 地域での自主的活動やボランティア活動を支援する |
| 8. 男女が共に家事・子育て・介護を行うための施策を推進する |
| 9. 学校教育や生涯教育の場で男女の平等と相互理解・協力についての学習を充実させる |
| 10. 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる |
| 11. 職業能力の開発や、職業訓練機会の充実を図る |
| 12. 法律や制度面での見直しを行う |
| 13. 女性を政策決定の場に積極的に登用する |
| 14. 女性に対する暴力を根絶するための施策を推進する |
| 15. 男女の身体的特質に配慮した健康づくりを推進する |
| 16. 性別に配慮した防災・災害対策に取り組む |
| 17. L G B T 等の方に対する取組を推進する。 |
| 18. その他（ ） |
| 19. 特にない |

最後になりましたが、男女共同参画社会の実現などについて、ご意見やご要望などがございましたら、ご自由に記入してください。

調査にご協力いただき、本当にありがとうございました。

お手数ですが、記入していただいた調査票は、無記名のまま同封の返信用封筒に入れ、平成29年8月30日(水)までに投函してください（切手は不要です。）。

男女共同参画に関する県民意識調査 用語解説

用語	解説
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。
ジェンダー (社会的・文化的に形成された性別)	社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)という。
ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることがある。
性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
L G B T	性的指向及び性自認に関して、いわゆるL G B Tなどと呼ばれることがある。一般的に次のことを指す。 L : 女性の同性愛者(Lesbian: レズビアン) G : 男性の同性愛者(Gay: ゲイ) B : 両性愛者(Bisexual: バイセクシャル) T : こころの性とからだの性との不一致(Transgender: トランスジェンダー)
マタハラ (マタニティ・ハラスメント)	職場で上司・同僚から受ける、育児休業等、各種制度の利用を理由にした不利益取扱い・嫌がらせや、妊娠・出産したこと等を理由にした不利益取扱い・嫌がらせをいう。男性に対するものを「パタハラ」、女性に対するものを「マタハラ」という。
パタハラ (パタニティ・ハラスメント)	

男女共同参画に関する県民意識調査
報 告 書

平成30年1月

岐阜県

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1
TEL : 058-272-1111 (内線 2423)
FAX : 058-278-2611